

別紙 1

鹿沼市公共施設へのグリーン電力供給業務（単価契約）仕様書

1 業務名

鹿沼市公共施設におけるグリーン電力供給業務（単価契約）

2 契約期間

令和 8 年 3 月検針日から令和 1 3 年 3 月検針日前日まで

＊ただし、契約期間前に電力供給の手続等（現電力供給事業者との手続を含む。）が整った場合は、双方協議の上、契約期間の開始を早めることができるものとする。なお、その場合であっても、契約終了日は、令和 1 3 年 3 月検針日前日までとする。

3 仕様

(1) 供給場所及び電力供給条件等

別紙 2 のとおり

(2) 予定仕様電力量等

別紙 3 のとおり

(3) 供給電気の種類等

供給電力量の 1 0 0 % を再生可能エネルギー電気とすること。再生可能エネルギー電気とは、「R E 1 0 0 T E C H N I C A L C R I T E R I A」の要件を満たすもので、次のア、イ、ウのいずれか又は組み合わせによる環境価値を有するものが該当する。

ア 非 F I T 電気※¹とその量に応じたトラッキング付き非 F I T 非化石証書

イ 相対取引により調達した非 F I T 電気※¹とその量に応じた非 F I T 非化石証書

ウ F I T 電気とその量に応じた非化石証書等※²

※¹ 非 F I T 電気は、再生可能エネルギー電気のうち、F I T 電気以外をいう。

※² 非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書、グリーン電力証書又は J - クレジットをいう。

(4) 需給地点

需要場所における一般送配電事業者が管理する架空引込線と本市の開閉器（P A S）電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同様

(6) 保安上の責任分界点

需給地点と同様

4 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

ア 電気料金は施設ごとにあらかじめ、基本料金及び電力量料金の毎月の固定単価を定め、月毎に契約電力及び使用電力量の実績に応じて支払う単価契約とする。

イ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく賦課

別紙 1

金については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法により算定された額を上限額とする。

ウ 燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法により算定された額を上限額とする。

エ 見積明細書（第 6 号様式）での低圧動力の力率算定は 85%とする。

(2) 電気料金について

電力供給開始後における当市へ請求する電気料金の計算方法は次のとおりとする。

【計算方法】

請求額＝基本料金＋電力量料金

電力量料金＝使用電力量×（電力量契約単価＋燃料費等調整単価）＋使用電力量
×再生可能エネルギー賦課金

(ア) 燃料費等調整額の変動等により契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、受注者及び発注者協議の上、決定する。その場合、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法により算定された額を上限額とし、規定する単価の増減率及び増減額を考慮することとする。

(イ) 基本料金の力率割引又は割増については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法による。

(ウ) 燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法による。

(エ) 再生可能エネルギー賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）での算定方法による。

(3) 支払方法

ア 料金請求については、受注者の指定した日付に口座引き落としにより支払うこととする。なお、引落明細データは、それぞれの施設ごとの内訳書（使用電力量、単価、電気料金、最大電力、力率等）を発注者の指定するグループごとに集約して提供すること。磁的記録媒体の直接送付、持込若しくは受注者 HP 内での閲覧により引落明細データを提供する場合も、同様とする。

イ 支払は、毎月払を原則とする。ただし、受注者及び発注者協議の上、複数月払いとすることを妨げない。

ウ 請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

エ 契約締結後、登録が必要な事項を、本市の指定する様式により指定期日までに提出すること。

5 その他

(1) 契約締結後 2 カ年度以内に、各機関の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、「特定電源割当証明書」またはこれに準じた様式を作成し送付すること。

(2) 力率の変動その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件等による。

別紙 1

- (3) 施設の廃止、統廃合、改修、その他施設の電気設備の状況により、電力調達業務を継続することが困難となった場合においては、受注者及び発注者協議の上、本業務内容の変更を行うものとする。
- (4) 電力供給における料金の計算その他計算における単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は「1 キロワット」とし、端数は小数点第 1 位以下で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位「1 キロワットアワー」とし、その端数は小数点第 1 位以下で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は「1 円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率は、一般送配電事業者の供給条件により、定められた力率による。
 - オ 入札書及び見積明細書には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まないものとする。
 - カ 見積明細書及び請求書においては、対象施設並びに受注者の提供する契約種別ごとの基本料金及び電力量料金を明示すること。
 - キ 消費税額及び地方消費税額の単位は「1 円」とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (5) 受注者は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であること。また、官公庁発注による電力供給の実績を有する者であること（現在契約中のものも可とする）。
- (6) 受注者は、自社所有又はグループ会社所有の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電・風力発電等）により、再生可能エネルギー比率 100% の電力を安定的に供給すること。
- (7) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等に要する費用は、受注者の負担とし、調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (8) 受注者は、各対象施設の令和 8 年 3 月検針日から各需要場所へ電力供給できるよう、現電力供給事業者への解約申込及び一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。
- (9) 電気の安定供給を図ること。電力供給側の事故や災害等により、各需要場所への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることのないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。
- (10) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (11) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- (12) この契約において、発注者と受注者の間に紛争が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。